

兵庫県公報

平成21年5月29日 金曜日 第2085号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定(社会援護課).....	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止及び休止の届出(同).....	3
○救急病院の認定(医務課).....	4
○土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課).....	5
○土地改良区の定款の変更認可(同).....	7
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(同).....	7
○市営土地改良事業の施行同意(同).....	7
○町営土地改良事業の施行同意(同).....	7
○漁船保険の付保義務の消滅(水産課).....	8
○漁船保険の付保義務の発生(同).....	8
○漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定(同).....	8
○昭和63年兵庫県告示第1541号(漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの)の一部改正(同).....	9
○平成11年兵庫県告示第538号(漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域)の一部改正(同).....	9
○平成20年兵庫県告示第1135号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)の廃止(同).....	9
○保安林の指定の予定通知(豊かな森づくり課).....	9
○同 上(同).....	10
○公共測量を実施する旨の通知(契約管理課).....	10
○道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課).....	10
○同 上(同).....	11
○道路の区域の変更、供用開始等(同).....	11
○同 上(同).....	12
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	12
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出(市街地整備課).....	13
○道路の位置指定(建築指導課).....	13
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(都市計画課).....	13
病院局公告	
○入札公告(県立尼崎病院).....	14
○同 上(県立こども病院).....	16
○同 上(県立がんセンター).....	19
○同 上(県立姫路循環器病センター).....	21
公安委員会規則	
○銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則.....	23
○兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則.....	24
公安委員会告示	
○駐車監視員資格者講習の実施.....	31

公布された法令のあらまし

●銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則(公安委員会規則第6号)
銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により、銃砲刀剣類の所持許可を受けた者がその基準に適合しているかどうか等を調査するため必要があると認めるときは、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること

ができることとされることに伴い、当該診断を行う医師の指定に関して必要な事項を定めることとした。

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第7号）

道路交通法の一部改正により、75歳以上の者は、運転免許証の更新を受けようとする場合には、運転免許証の更新期間が満了する日前6月以内に、認知機能に関する検査（以下「認知機能検査」という。）を受けなければならないこととされること、及び公安委員会は当該検査を受けた者が一定の基準に該当するときは、臨時適性検査を行うこととされること、並びに75歳以上の者が免許の失効後6月以内に免許を受けようとする場合も同様とされること等に伴い、認知機能検査及び臨時適性検査に係る規定を追加する等関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
スギ薬局尼崎水堂町店	尼崎市水堂町4-2-1	株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成20年9月1日
ケアハウス305	同 市南塚口町8-27-13	株式会社ごっこりん	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年10月1日
アンシン薬局西難波店	同 市西難波町5-2-15	株式会社大幸ドラッグ	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同
デイサービス「花の家」	同 市南塚口町1-20-17	有限会社シニアケア	通所介護、介護予防 通所介護	平成20年10月30日
はぐみデイサービスセンター	同 市浜田町2-79	株式会社はぐみ	同 上	同 年11月1日
スギ薬局武庫之荘店	同 市南武庫之荘1-19-20 阪急オアシス武庫之荘店2F	株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同
スギ薬局尼崎潮江店	同 市潮江1-22-1アミン グ潮江ウエスト1番館1F	同 上	同 上	同
スギ薬局阪神尼崎店	同 市神田中通4-15-7	同 上	同 上	同
医療法人社団せいゆう 会神明病院小規模多機能型居宅介護事業所地域支援ホームさくら	明石市大久保町大窪字山田 2525-3	医療法人社団せいゆう 会神明病院	小規模多機能型居宅 介護、介護予防小規模 多機能型居宅介護	平成20年8月1日
さくらデイサービス	同 市大久保町江井島763- 3	有限会社たちばな	介護予防通所介護	同 年9月1日
パナソニックエイジ フリー明石ケアセンター 訪問介護	同 市藤江889-31オーナー ズマンション西明石101	パナソニック電工エイ ジフリーサービス株式 会社	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年10月1日
パナソニックエイジ フリー明石ケアセンター 訪問入浴	同 上	同 上	訪問入浴介護、介護 予防訪問入浴介護	同

明石リハビリテーションセンターポシブル明石西	明石市二見町西二見89-3イオンタウン明石ショッピングセンター	有限会社ラヴィー	通所介護、介護予防通所介護	平成20年11月1日
デイサービス笑楽西明石	同 市藤江889-14ミサワコート西明石1F	株式会社ビオネスト	通所介護、介護予防通所介護	同
有限会社豊岡ケアサービス	豊岡市梶原350-5	有限会社豊岡ケアサービス	介護予防訪問介護	平成20年9月1日
介護ショップひまわり加古川店	加古川市加古川町北在家749-1	株式会社エンマインド	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同 年8月1日
あけぼの薬局加古川店	同 市尾上町旭3-55	株式会社あけぼの関西	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年10月1日
スギ薬局ロックタウン加古川店	同 市東神吉町出河原862ロックタウン加古川内	株式会社スギ薬局	同 上	同 年11月1日
スギ薬局宝塚南店	宝塚市末成町39-5	同 上	同 上	同
きらりデイサービスセンター	川西市向陽台1-6-39	株式会社きらり	通所介護、介護予防通所介護	同
チトセ薬局三田店	三田市高次2-13-1	チトセファーマシー株式会社	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成20年11月4日
篠山市社会福祉協議会訪問介護事業所	篠山市網掛301丹南健康福祉センター内	社会福祉法人篠山市社会福祉協議会	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年10月1日
氷上ケアプラン	丹波市氷上町成松50-1	株式会社北野組	居宅介護支援	同 月23日
翠鳳第一病院	南あわじ市広田広田字畑田134-1	医療法人社団翠鳳会	介護療養型医療施設	平成20年9月18日
小規模多機能施設ひなたぼっこ	朝来市生野町口銀谷418-5	社会福祉法人朝来市社会福祉協議会	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	同 年10月1日
多可町社会福祉協議会介護相談センター	多可郡多可町加美区市原41	社会福祉法人多可町社会福祉協議会	居宅介護支援	同



兵庫県告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止及び休止の届出があった。

平成21年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
株式会社スギ薬局尼崎水堂町店	尼崎市水堂町4-2-1	株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成20年8月31日
ヘルパーステーション305	同 市南塚口町1-7-11	株式会社近畿住宅	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年9月30日
恵泉高齢者訪問看護センター高丘事業所	明石市大久保町大窪3101-1	社会福祉法人明石恵泉福祉会	訪問看護、介護予防訪問看護	同 年3月31日

ウェルフェア・グラン デ明石	同 市北王子町13-41	社会福祉法人山輝会	訪問入浴介護、介護 予防訪問入浴介護	同
医療法人社団愛明会回 生ケアプランセンター	同 市二見町東二見549-1	医療法人社団愛明会	居宅介護支援	平成20年 7 月15日
松下電工エイジフリー サービス株式会社明石 営業所	明石市藤江889-31オーナー ズマンション西明石205	松下電工エイジフリー サービス株式会社	訪問介護、訪問入浴 介護、介護予防訪問 介護、介護予防訪問 入浴介護	同 年 9 月30日
介護ショップひまわり 加古川店	加古川市加古川町北在家749 - 1	有限会社オオニシ保険 サービス	福祉用具貸与、特定 福祉用具販売、介護 予防福祉用具貸与、 介護予防特定福祉用 具販売	同 年 7 月31日
有限会社おもしろけ アセンター加古川事業 所	同 市加古川町北在家454 - 4	有限会社おもしろけ アセンター	訪問介護、介護予防 訪問介護	同
あけぼの薬局加古川店	同 市尾上町旭 3 - 55	有限会社あけぼの	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	平成20年 9 月30日
柴田内科医院	宝塚市小林 3 - 8 - 45	医療法人社団柴田内科 医院	居宅介護支援	平成19年11月30日
宝塚医療生協ケアサポ ート良仁仁川分室	同 市大成町10-45	宝塚医療生活協同組合	同 上	平成20年 4 月 1 日
ケアセンターあい	三田市藍本80-1	有限会社オフィス・ア イ	訪問介護、通所介護、 介護予防訪問介護、 介護予防通所介護	同 年 9 月26日
篠山市社会福祉協議会 訪問介護事業所	篠山市杉 2 - 1	社会福祉法人篠山市社 会福祉協議会	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 月30日
デイサービスセンター なごみの郷	朝来市和田山町林垣80-2	後藤建設株式会社	通所介護、介護予防 通所介護	平成20年 3 月31日

2 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	休止年月日
ヘルパーステーション 宝友	宝塚市南口 2 - 1 - 40-101	株式会社宝花	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成20年11月 1 日



兵庫県告示第647号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成21年 5 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 医療法人社団医仁会 譜久山病院
所 在 地 明石市西明石北町 3 丁目 1 番23号
認 定 年 月 日 平成21年 5 月20日
認定の有効期限 平成24年 5 月19日
- 2 名 称 医療法人誠仁会 大久保病院
所 在 地 明石市大久保町大窪2095番地の 1
認 定 年 月 日 平成21年 5 月20日
認定の有効期限 平成24年 5 月19日
- 3 名 称 服部病院
所 在 地 三木市大塚218番地の 3

認 定 年 月 日 平成21年5月20日
認定の有効期限 平成24年5月19日



兵庫県告示第648号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 東播用水土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	福 田 眞左男	加古郡稲美町加古3898番地の1
同	安 藤 直 哉	神戸市西区竹の台1丁目7番地の9
監 事	加 澤 博 敏	加古川市野口町長砂281番地の11

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	坂 田 洋 一	加古郡稲美町加古1003番地
同	小 原 一 徳	加古川市志方町上富木450番地
監 事	平 山 隆 之	神戸市西区竹の台4丁目8番地の1

2 中筋新川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	水 島 忠一郎	豊岡市加陽130番地
同	木 村 弘	同 市引野518番地の1
同	有 田 八 郎	同 市八社宮216番地の2
同	森 本 陸 夫	同 市日高町上郷906番地
同	高 木 俊 和	同 市清冷寺1738番地の1
同	原 田 正 樹	同 市今森275番地の4
同	丸 岡 繁 喜	同 市中郷1572番地の4
同	森 垣 賢 一	同 市玉淵63番地の1
同	小 西 勳	同 市加陽128番地
監 事	安 達 淳 一	同 市加陽972番地
同	今 井 幹 夫	同 市中郷715番地の1
同	金 澤 孝 夫	同 市伏510番地の2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	木 村 弘	豊岡市引野518番地の1
同	八木田 隆 幸	同 市八社宮32番地
同	森 本 陸 夫	同 市日高町上郷906番地
同	小 西 勳	同 市加陽128番地
同	由 良 嘉 巳	同 市引野946番地
同	植 坂 語	同 市玉淵629番地
同	野 澤 佳 一	同 市清冷寺1789番地の1
同	西 浦 政 則	同 市加陽1090番地
同	田 中 竹 治	同 市今森101番地の3
監 事	今 井 幹 夫	同 市中郷715番地の1
同	金 澤 孝 夫	同 市伏510番地の2
同	丸 岡 繁 喜	同 市中郷1572番地の4

3 兵庫県東播土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	藤 原 文 雄	小野市浄谷町1923番地の1
同	河 村 良 一	加東市下久米1227番地の601
同	宮 脇 昭 夫	同 市松沢419番地の2
同	上 月 登	同 市下三草213番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	井 上 始	小野市鹿野町2175番地
同	石 井 正 敏	加東市山国593番地
同	小 池 隆 夫	同 市秋津248番地2
同	岸 本 紀久文	小野市万勝寺町848番地

4 上八木土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	村 上 匡 男	南あわじ市八木養宜上610番地1
同	市 川 雄 三	同 市八木養宜上443番地
同	安 井 勝	同 市八木養宜上498番地
同	山 本 覚	同 市八木養宜上373番地
同	広 瀬 奨	同 市八木養宜上390番地1
同	藤 江 俊 昭	同 市八木養宜上40番地3
同	藤 江 博	同 市八木養宜上403番地
同	柏 木 大一良	同 市八木養宜上230番地
同	柏 木 晃	同 市八木養宜上203番地
同	細 川 はるみ	同 市八木養宜上1553番地
同	柏 木 啓 伸	同 市八木養宜上334番地
同	野 口 幸 男	同 市八木野原332番地2
同	谷 川 昇	同 市八木野原296番地1
同	前 川 太 一	同 市八木養宜上1114番地8
同	前 野 拓 也	同 市八木養宜上1514番地
監 事	藤 江 唯 視	同 市八木養宜上487番地
同	広 瀬 成 彦	同 市八木養宜上256番地
同	前 野 勝 洋	同 市八木養宜上1571番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 江 信 明	南あわじ市八木養宜上618番地
同	出 口 平	同 市八木養宜上447番地2
同	門 田 規 秀	同 市八木養宜上454番地1
同	山 本 好 宏	同 市八木養宜上373番地
同	柏 木 淳 浩	同 市八木養宜上274番地
同	柏 木 繁治郎	同 市八木養宜上293番地3
同	柏 木 英 之	同 市八木養宜上120番地
同	前 田 幸 久	同 市八木養宜上220番地1
同	柏 木 千佳代	同 市八木養宜上195番地
同	前 野 拓 也	同 市八木養宜上1514番地
同	細 川 知 大	同 市八木養宜上347番地
同	宮 崎 一 三	同 市八木養宜上1029番地19
同	前 川 太 一	同 市八木養宜上1114番地8
同	片 井 為 雄	同 市八木徳野116番地
同	堀 川 順 史	同 市八木野原312番地
監 事	細 川 協 大	同 市八木養宜上1549番地

同 柏 木 茂 和 同 市八木養宜上196番地
 同 出 口 智 康 同 市八木養宜上439番地 1



兵庫県告示第649号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年 5 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
野瀬土地改良区	平成21年 5 月 18 日



兵庫県告示第650号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成21年 5 月 18 日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 5 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	湊里地区	平成21年 5 月 29 日から 同 年 6 月 18 日まで	南あわじ市役所 三 原 庁 舎



兵庫県告示第651号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 5 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
姫路市	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	坂の尻池地区	平成21年 5 月 18 日



兵庫県告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事業名	地区名	同意年月日
多可町	村づくり交付金	多可地区	平成21年 5月14日
福崎町	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	津染池地区	同 月18日



兵庫県告示第653号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成17年兵庫県告示第638号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成21年6月9日限りで消滅する。

平成21年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 高砂加入区
- 伊保加入区
- 洲本加入区
- 炬口加入区
- 南淡加入区



兵庫県告示第654号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成21年6月10日から発生する。

平成21年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 高砂加入区
- 伊保加入区
- 洲本加入区
- 炬口加入区
- 南淡加入区



兵庫県告示第655号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第1項第2号の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

なお、平成15年兵庫県告示第1231号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中苧屋区域（苧屋漁業協同組合の地区）の項を削る。

平成21年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第2号に規定する漁業

区 域	区 域 分

苧屋区域 (岩見漁業協同組合の地区の うちたつの市御津町苧屋の区 域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業
岩見区域 (岩見漁業協同組合の地区の うち苧屋地域を除く区域)	1 総トン数10トン未満の漁船による漁業
	2 網漁具を定置して営む漁業



兵庫県告示第656号

昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部を次のように改正する。

平成21年 5 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第125条の2に規定する養殖業中「苧屋加入区 苧屋漁業協同組合の区域」を削る。



兵庫県告示第657号

平成11年兵庫県告示第538号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部を次のように改正する。

平成21年 5 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第1号に掲げる漁業中「苧屋加入区 苧屋漁業協同組合の区域」を削る。



兵庫県告示第658号

平成20年兵庫県告示第1135号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）は、廃止する。

平成21年 5 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第659号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年 5 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
 宍粟市山崎町横須字岩ヶ谷356の41から356の43まで
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 宇岩ヶ谷356の41・356の42（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第660号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町横山字板屋86の13、86の16、86の18
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字板屋86の16・86の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第661号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成21年 5月13日から同年 7月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市南武庫之荘



兵庫県告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年 5月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年 5月29日から 2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宍粟下徳久線	宍粟市山崎町葛根字三田畑ケ173番3から 同 市山崎町土万字尻細1082番まで	旧	5.0から 18.0まで	960.0	
		新	10.0から 27.0まで	958.0	一部 予定地



兵庫県告示第663号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年5月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年5月29日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 養父宍粟線	養父市大屋町樽見59番1から 同 市大屋町樽見62番1まで	旧	6.0から 7.0まで	181.0	
		新	6.0から 32.0まで	181.0	
県道 養父宍粟線	養父市大屋町樽見字上山鼻2番から 同 市大屋町樽見字ミザコ4番3まで	旧	6.0から 11.0まで	158.0	
		新	9.0から 19.0まで	158.0	



兵庫県告示第664号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年5月29日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年5月29日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 前之庄市川線	姫路市夢前町前之庄字道東1987番15から 同 市夢前町前之庄字前田1975番3まで	旧	5.0から 7.0まで	234.0	
		新	7.0から 20.0まで	194.0	



兵庫県告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年5月29日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年5月29日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 中 藤 加 悦 線	豊岡市但東町奥藤字畑ヶ中215番1から 同 市但東町奥藤字畑ヶ中264番まで	旧	5.0から 12.0まで	106.0	
		新	7.0から 15.0まで	106.0	



兵庫県告示第666号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年5月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
福 居	豊 岡 市		出石町福居	家 続	641番から643番、646番、647番、648番1、648番2、649番、650番1から650番3、651番1から651番3、652番、652番2、653番、654番、657番の一部、657番2、658番、659番、659番1、660番、689番から692番、693番・693番1合併、696番、697番1から697番3、698番2、699番、700番、710番、711番、697番1から700番に至る地先の道路敷の一部
				西 山	53番1・53番2合併の一部、54番の一部、55番から57番、58番1、58番2、59番、60番
				藪ノ後	713番の一部、714番の一部、716番、717番の一部、718番、719番、720番の一部、721番、724番の一部、725番から727番、724番から725番に至る地先の道路敷
				箱 根 山	16番・17番1・17番2合併1、16番・17番1・17番2合併2の一部、18番1の一部、19番1から19番4、20番から32番、35番の一部、41番の一部、42番から52番、872番から892番、894番、895番、52番から892番に至る地先の道路敷
				伊豆縄手	542番の一部、542番1・543番1・543番・543番3合併の一部、542番1・543番1・543

				番・543番3合併から542番に至る地先の道路敷の一部
			前 田	544番1の一部、544番1地先の道路敷
			岩 花	728番2、729番、729番1、730番4、738番の一部、729番から738番に至る地先の道路敷
			橋 爪	570番の一部、640番、570番から640番に至る地先の道路敷の一部、570番から640番に至る地先の水路敷の一部
		出石町伊豆	北 浦	112番の一部、113番の一部、126番2、127番2、128番2、129番から133番、134番2、135番2
			志ノ頭	144番の一部
			テンシバ	464番の一部、465番、464番地先の道路敷



兵庫県告示第667号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、香美町山手土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった

平成21年 5 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	氏 名	住 所
退任理事	本 多 旭	美方郡香美町香住区一日市319番地
新任理事	本 多 功	美方郡香美町香住区一日市319番地



兵庫県告示第668号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成21年 5 月 29 日から丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成21年 5 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20丹波位置 0008号	21. 5. 7	丹波市柏原町南多田字足洗123の一部	5.00	37.96

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年 5 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (i) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稲美町中村字そけ谷434番3の一部、434番10、434番11、434番17、434番18、434番26の一部、434番30の一部、434番31から434番36、434番63の一部、434番65の一部、434番66の一部、449番1の一部、449

番2の一部、453番1、453番2、454番から456番、462番1、463番の一部、485番の一部
加古郡稲美町中村字八反坪734番の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市加古川町北在家2242番地

株式会社 サンコープランニング 代表取締役 三宅 忠

(3) 許可年月日及び許可番号

平成21年5月11日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-7-2号（20稲美）

2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市大塚一丁目215番、218番1、335番

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

三木市大塚一丁目3番52号

宮脇敬夫

(3) 許可年月日及び許可番号

平成21年4月15日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-13-2号（20三木）

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年5月29日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立尼崎病院長 藤原久義

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

超音波診断装置 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成21年8月31日（月）

(4) 納入場所

県立尼崎病院 尼崎市東大物町1-1-1

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第26号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができるものと認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒660-0828 尼崎市東大物町1-1-1

県立尼崎病院総務部経理課

電話 (06) 6482-1521

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成21年5月29日(金)から同年6月12日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成21年5月29日(金)から同年6月12日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成21年7月9日(木)午後2時 県立尼崎病院2階第1会議室

(5) 入札書の受領期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成21年7月8日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年7月7日(火)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成21年7月7日(火)午後4時までに提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成21年6月12日(金)午後4時までに上記3(1)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成21年7月16日(木))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札書の受領期限までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができるものと認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒654-0081 神戸市須磨区高倉台1-1-1
県立こども病院総務部経理課
電話 (078) 732-6961
- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成21年5月29日（金）から同年6月12日（金）まで（土曜及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間
平成21年6月1日（月）から同年6月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成21年7月9日（木）午前10時 県立こども病院 研修室A・B
- (5) 入札書の受領期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成21年7月8日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年7月7日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成21年7月7日（火）午後4時までに提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に要求される事項
ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつて

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年5月29日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立がんセンター院長 西村 隆一郎

1 調達内容**(1) 購入物品及び数量**

磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成21年10月30日（金）

(4) 納入場所

県立がんセンター 明石市北王子町13-70

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札書の受領期限までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができることと認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒673-8558 明石市北王子町13-70

県立がんセンター総務部経理課

電話（078）929-1151

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成21年5月29日（金）から同年6月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成21年5月29日（金）から同年6月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成21年7月9日（木）午後2時 県立がんセンター 別館2階研修室

(5) 入札書の受領期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成21年7月8日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年7月7日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成21年7月7日（火）午後4時までに提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成21年6月12日（金）午後4時までに上記3(1)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成21年7月15日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Nishimura, Director of Hyogo Cancer Center

3 入札書の提出場所等

- (2) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒670-0981 姫路市西庄甲520
県立姫路循環器病センター総務部経理課
電話 (079) 293-3131

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成21年5月29日(金)から同年6月12日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成21年5月29日(金)から同年6月12日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成21年7月9日(木)午前11時 県立姫路循環器病センター新館5階中会議室

(5) 入札書の受領期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成21年7月8日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年7月7日(火)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成21年7月7日(火)午後4時までに提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成21年6月12日(金)午後4時までに上記3(1)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成21年7月16日(木))であること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(f) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Kajiya, Director of Hyogo Brain and Heart Center at Himeji

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Diagnostic X-Ray System 1 set

(3) Delivery period:October 30, 2009

(4) Delivery place:

Hyogo Brain and Heart Center at Himeji

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 12, 2009

(6) Deadline for tender:

17:00 July 8, 2009 by mail

11:00 July 9, 2009 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Brain and Heart Center at Himeji, 520 Saishoukou

Himeji-city, Hyogo Prefecture 670-0981

TEL (079) 292-3131

公 安 委 員 会 規 則

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則をここに公布する。

平成21年 5 月 29 日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

兵庫県公安委員会規則第6号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(医師の指定)

第2条 医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師

<p>法第5条第1項第2号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者に該当するかどうかを調査する必要があると認める者</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師</p>
<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者に該当するかどうかを調査する必要があると認める者</p>	<p>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認める医師</p>
<p>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者に該当するかどうかを調査する必要があると認める者</p>	<p>左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認める医師</p>

2 医師の指定の期間は、3年とする。

(公示)

第3条 医師の指定を行ったときは、当該医師の氏名、勤務する病院の名称及び所在地並びに診断の対象者を公示するものとする。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。



兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

兵庫県公安委員会規則第7号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第4号セ中「講習終了証書」を「取消処分者講習終了証書」に改め、同セを同号タとし、同号スを同号ソとし、同ソの前に同号セとして次のように加える。

セ 講習規則第4条第2項第2号に規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）の申請

第1条第1項第4号シ中「第2条第1項第1号」の右に「及び第2号」を加え、同シを同号スとし、同号サを同号シとし、同号コ中「第37条の7第1号」を「第37条の7第2項第1号」に改め、同コを同号サとし、同号ケ中「第2条第1項第1号」の右に「又は第2号」を加え、「同表」を「それぞれの表の」に改め、同ケを同号コとし、同号ク中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改め、「第2条第1項第1号」の右に「又は第2号」を加え、「同表」を「それぞれの表の」に改め、同クを同号ケとし、同号アからキまでを同号イからクまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 法第97条の2第1項第3号イ（認知機能検査）の規定による検査の申請

第1条第1項第4号にチとして次のように加える。

チ 第23条の3第2項に規定する認知機能検査員講習終了証書の再交付の申請

第1条第2項第11号中「第37条の7第1号」を「第37条の7第2項第1号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第3号」に改め、同号を同項第11号とし、同項第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第101条の4第2項（認知機能検査）の規定による検査の申請

第11条の2中「。以下「講習終了証書」という。」を削る。

第17条の2中「掲げる届出、申請」を「掲げる申請」に、「当該届出、申請」を「当該申請」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条の次に次の1号を加える。

(認知機能検査の申請)

第17条の3 法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査を受けようとする者は、講習予備検査(認知機能検査)申請書(様式第39号の2)を提出し、当該検査の受検の申請をするとともに、当該検査を受検する日時及び場所の指定を受けるものとする。

第18条第1項中「第102条第3項」を「第102条第6項」に改め、「通知は、」の右に「法第102条第1項から第3項までに規定する適性検査にあつては臨時適性検査(基準該当者)通知書(様式第39号の3)により、法第102条第4項、同条第5項及び第107条の4第1項に規定する適性検査にあつては」を加え、「よつて」を「より」に改め、同条第2項中「第90条第6項、第102条第1項、同条第2項、第103条第5項」を「第90条第8項、第102条第4項、同条第5項、第103条第6項」に、「ときは、」を「ときは」に改め、「により」の右に「法第102条第1項から第3項までに規定する適性検査を行うときは検査依頼書(基準該当者)(様式第41号の2)により」を加え、同条第3項中「第102条第2項」を「第102条第5項」に、「様式第41号の2」を「様式第41号の2の2」に改め、同条第4項中「第90条第6項」を「第90条第8項」に、「第103条第5項」を「第103条第6項」に、「適性検査受検命令書(様式第41号の2の2)」を「適性検査受検命令書(様式第41号の2の3)」に、「診断書提出命令書(様式第41号の2の3)」を「診断書提出命令書(様式第41号の2の4)」に改める。

第19条に次の1項を加える。

10 認知機能検査員講習を受けようとする者は、認知機能検査員講習受講申請書(様式第49号の3)を提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習を受講する日時及び場所の指定を受けるものとする。

第19条の2第2項第3号中「3時間」の右に「(講習規則第2条第1項第2号の表区分二の項に掲げる受講者に対して行うものにあつては、2時間30分)」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 認知機能検査員講習 5時間30分(講習規則第7条第2項第4号に規定する国家公安委員会が指定する講習を終了した者に対して行うものにあつては、3時間)

第20条の見出し及び同条第1項中「講習終了証書」を「取消処分者講習終了証書」に改め、同条第2項中「講習終了証書」を「取消処分者講習終了証書」に、「当該講習終了証書()」を「、当該講習終了証書()」に、「公安委員会に」を「添えて」に、「申請する」を「公安委員会に申請する」に改め、同条第3項中「講習終了証書」を「取消処分者講習終了証書」に、「当該講習終了証書()」を「、当該講習終了証書()」に、「指定講習機関に」を「添えて」に、「申請する」を「指定講習機関に申請する」に改め、同条第4項中「講習終了証書」を「取消処分者講習終了証書」に改める。

第23条中「特定任意講習終了証明書」を「特定任意講習終了証明書(講習規則別記様式第2号)の」に改める。

第23条の2中「特定任意高齢者講習終了証明書」の右に「(講習規則別記様式第3号)」を、「当該講習終了証明書」の右に「又は当該受講結果確認書」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(認知機能検査員講習終了証書の交付等)

第23条の3 認知機能検査員講習を受けた者に対しては、認知機能検査員講習終了証書(様式第53号の3)を交付するものとする。

2 前項の規定により、認知機能検査員講習終了証書の交付を受けた者が、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、認知機能検査員講習終了証書再交付申請書(様式第53号の4)に、当該講習終了証書(当該講習終了証書を亡失し、又は滅失した場合にあつては、その事実を証するに足りる書類)を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を公安委員会に申請することができる。

様式第39号の次に次の2様式を加える。

様式第39号の2 (第17条の3関係)

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

講習予備検査 (認知機能検査) 申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
 氏 名 ⑩
 申請者 生年月日 年 月 日
 電 話 () ー

次により講習予備検査 (認知機能検査) の受検を申請します。

受 検 年 月 日	年 月 日
受 検 場 所	
受 検 区 分	1 更新 2 特定失効

- 注 1 ※印欄は、記載しないこと。
 2 「受検区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第39号の3 (第18条関係)

第 年 月 日 号

臨時適性検査 (基準該当者) 通知書

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

第102条第1項
道路交通法第102条第2項の規定により、次のとおり適性検査を実施するので通知
第102条第3項

します。

なお、この通知を受けやむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、
運 転 免 許 の 拒 否 又 は 保 留 の 処 分 を 受 け る 事 と な り ま す。
運転免許の取消し又は効力の停止

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	

様式第40号中 「第102条第1項 第102条第2項」を 「第102条第4項 第102条第5項」に、「第102条第1項又は同条第2項」を「第102条第4項又は同条第5項」に改める。

様式第41号中 「第90条第6項 第102条第1項 第102条第2項 第103条第5項」を 「第90条第8項 第102条第4項 第102条第5項 第103条第6項」に改める。

様式第41号の2の3中 「第90条第6項 第103条第5項」を「第90条第8項 第103条第6項」に改め、同様式を様式第41号の2の4とする。

様式第41号の2の2中 「第90条第6項 第103条第5項」を「第90条第8項 第103条第6項」に改め、同様式を様式第41号の2の3とする。

様式第41号の2を様式第41号の2の2とする。

様式第41号の次に次の1様式を加える。

様式第41号の2（第18条関係）

	第	年	月	号
様				日
兵庫県公安委員会 印				
検査依頼書（基準該当者）				
住 所				
氏 名				
年 月 日生（ 歳）				
第102条第1項				
上記の者に対する道路交通法第102条第2項の規定に基づく適性検査を依頼します。				
第102条第3項				
なお、検査は次の項目について診断の上、回答をお願いします。				
1 病名及び現在の症状				
2 入院（通院）しておれば入院（通院）の始期及び退院（回復）の見込み時期				
3 自動車等を運転することの適否に関する所見				

様式第49号の2の次に次の1様式を加える。
 様式第49号の3（第19条関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

認知機能検査員講習受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名 ㊦

申請者

生年月日 年 月 日

電 話 () -

次により認知機能検査員講習の受講を申請します。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
証紙はり付け 箇 所	

注 ※印欄は、記載しないこと。

様式第53号の2の次に次の2様式を加える。
様式第53号の3（第23条の3関係）

第 号

認知機能検査員講習終了証書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号の規定に基づく認知機能検査員講習の課程を終了したことを証します。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

様式第53号の4 (第23条の3関係)

認知機能検査員講習終了証書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名 ④

申請者

生年月日 年 月 日

電 話 () -

再 交 付 の 理 由	1 亡失・滅失 2 汚損・破損 3 盗難 4 その他 ()
受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第148号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第6条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年5月29日

兵庫県公安委員会
委員長 小 倉 修 悟

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

駐車監視員資格者講習（駐車監視員資格者講習修了考査を含む。）の期日及び場所については、次の表のとおりとする。

区分	駐車監視員資格者講習の期日	駐車監視員資格者講習の場所
	駐車監視員資格者講習修了考査の期日	
第1回	平成21年7月21日(火)及び同月22日(水)	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター
	平成21年7月29日(水)	
第2回	平成21年7月23日(木)及び同月24日(金)	
	平成21年7月31日(金)	

注1 駐車監視員資格者講習は、各日午前9時00分から午後5時30分までとする。

2 駐車監視員資格者講習修了考査は、各日午前9時00分から午前10時10分までとする。

2 受講定員

第1回及び第2回の合計による受講定員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 兵庫県内における法第51条の12に規定する放置車両確認機関に所属する者 50人
- (2) 前記(1)以外の者 100人

3 受講手続

(1) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書1通

駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)は、兵庫県警察本部交通部交通指導課及び兵庫県内の各警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。以下同じ。)において配布する。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

イ 写真1枚(申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)

(2) 申込期間

ア 平成21年6月8日(月)から同月19日(金)までの午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

イ 申込人員が受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(3) 申込先

兵庫県内の各警察署の交通課

(4) 申込方法

次に掲げる事項を記載した受講申込書を前記(3)の申込先に提出すること。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

ア 本籍(外国人にあっては、国籍)、住所、氏名及び生年月日

イ 前記1の表に掲げる区分のうち、受講を希望する区分

なお、受講申込みは先着順に受け付けることから、会場の都合により区分を指定することがある。

(5) 手数料

19,000円相当額の兵庫県収入証紙を受講申込書の裏面に貼り付けること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

4 携行品

- (1) 駐車監視員資格者講習受講票(受講する駐車監視員資格者講習の期日までに受講申込書に記載の住所あてに郵送する。)
- (2) 筆記用具
- (3) 講習用テキスト(受講する駐車監視員資格者講習の日に配布する。)

5 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査の当日おおむね午前11時30分から、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、合格者には、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。ただし、駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない(駐車監視員資格者証の交付申請手続については、修了考

査当日、合格者に教示する。)

6 受講に関する問い合わせ先

- (1) 兵庫県警察本部交通部交通指導課
電話 (078) 341-7441 内線 5153、5154
- (2) 兵庫県内の各警察署の交通課

7 その他

駐車監視員資格者講習と併せて、前記2の受講定員の範囲で、規則第10条第1項の規定による審査を実施するので、審査を希望する者は、前記6の問い合わせ先に問い合わせること。